

○公 告

(用度管財課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年7月15日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 役務の種類

大分県庁舎警備業務委託

(2) 委託期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 対象施設

大分県庁舎(本館・新館・別館・公用車駐車場)及びその構内

(4) 予定価格(月額)

5,228,299円(消費税及び地方消費税額を含む)

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム(以下、「電子入札システム」という)で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)(以下「運用基準」という。)による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を6に記載する手続きによること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(警備業)を得ている者であること。
- (3) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定により大分県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定により大分県公安委員会に届出を提出している者であること。
- (4) 警備業法第49条第1項の規定による営業の停止命令を受けていない者であること。
- (5) 公告日現在に大分市内の営業所において、競争入札に参加する者自らの指導及び監督のもと、施設警備業務(警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務(機械警備業務及び空港検査保安業務を除く。))をいう。)に5年以上従事した経験を有する警備員(警備員とは、警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。以下本公告において同じ。)を10名以上雇用し、かつ、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第14条または第15条の規定により、交通誘導警備の合格証明書を交付された警備員を5名以上雇用する者であること。
- (6) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 契約書に定める資格者を現場代理人として選任できる者
- 4 契約条項を示す方法及び日時
大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和7年8月8日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、7（3）に記す再度入札を行うときは、再度入札の開始日まで延長する。
- 5 電子入札システム及び契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 6 電子入札システムの入力日時等
- (1) 入札参加申請期間
電子入札システムにより、この公告の日から令和7年7月25日（金）午後5時まで紙による入札参加申請を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（運用基準（物品・役務）様式第2号）2部を、上記の電子入札システムの申請日時（必着）までに、持参又は郵送（書留郵便）により14に記載の場所に提出すること。
- (2) 入札書提出期間
電子入札システムにより、令和7年8月1日（金）から令和7年8月7日（木）午後5時まで提出すること。
紙による入札を希望する者は、封書にし、14に記載する場所に提出すること。
なお、紙による入札書の提出方法については、「紙による入札書の提出手続き」（別添1）を参照のこと。
なお、郵送の場合は、書留郵便とする。
- (3) 入札金額
消費税及び地方消費税額抜きの月額を入力すること。
- (4) 注意事項
電子入札システムを利用して入札する場合はICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。
- 7 電子入札システムによる開札場所、日時等
- (1) 開札場所
大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班（本館2階）
- (2) 開札日時
令和7年8月8日（金）午前10時00分
- (3) 再度入札
開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。
- 8 入札保証金に関する事項
免除とする。
- 9 入札の無効
大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
- 10 最低制限価格の設定
有

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

12 契約保証金に関する事項

免除とする。

13 契約保証人に関する事項

契約の履行を担保するため、知事が適当と認めた契約保証人を1人立てること。

13 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。

14 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2962

別添 1

紙による入札書の提出手続き

1 紙による入札書の提出申込みについて

紙による入札書を提出しようとする場合は、「大分県電子入札運用基準（物品・役務）」第6-1に定める「紙入札(見積)参加届出書（様式第2号）」を入札参加申請期限までに用度管財課担当者へ提出し、承認を受けてください。

2 紙による入札書の提出方法

(1) 郵送する場合

ア 郵送の方法

- ・『一般書留』または『簡易書留』のいずれかの方法で郵送してください。
- ・普通郵便やメール便または特定記録郵便など、その他の方法による入札は受付できません。
- ・入札書は、二重封筒（入札書用内封筒及び郵送用外封筒）で郵送してください。
- ・入札書の到達期限は、入札公告に記載している期限までです。期限までに到達しなかった場合は、入札辞退となります。
- ・郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担となります。

イ 入札書用内封筒について

- ・封筒の規格については、長形 40 号（90 mm×225 mm）または長形 3 号（120 mm×235 mm）を使用してください。
- ・内封筒に封入する入札書は 1 通のみとしてください。複数の入札書を入れて郵送された場合はすべて無効となります。
- ・内封筒に、次の事項を記載のうえ、糊付け又は両面テープ等で閉じてください。

【内封筒の記載項目】 ①○○○入札書・・・（○○○は入札案件名を記載）

②商号または名称および代表者職・氏名

ウ 郵送用外封筒について

- ・封筒の規格については、長形 3 号（120 mm×235 mm）または角形 2 号（240 mm×332 mm）を使用してください。
- ・外封筒に入れる入札書は 1 通のみとしてください。複数の入札書を郵送された場合はすべて無効となります。
- ・外封筒に、次の事項を記載のうえ、提出期限までに到達するよう余裕をもって発送してください。

【外封筒の記載項目】

①提出先宛先：大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班

②提出先住所：〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

③発信者の商号または名称及び代表者職・氏名

④「入札書在中」(朱書)

⑤「一般書留、簡易書留」(朱書)

(2) 持参する場合

直接持参する場合は、郵送用外封筒を省略できます。入札書用内封筒の記載方法は郵送する場合と同様です。

なお、提出期限は、入札公告に記載している期限までです。提出期限後の受付けはできません。

3 入札書の記載方法

(1) 金額は「消費税及び地方消費税相当額抜きの額」を記載してください。

(2) くじ番号は、001～999までの任意の3桁の数字を記載してください。

(3) 入札書の作成は、代表者本人又は入札参加資格申請で届出のあった代理人が行い、作成者の住所、商号または名称及び職・氏名を記入してください。

なお、入札書への押印は不要です。

(4) 入札書は訂正をする場合は、二本線をひいて正書し、代表者本人が入札書を作成する場合は代表者本人の印、代理人が入札する場合は上記(3)に掲げる代理人の印を押印してください。

4 入札書の取り扱い

用度管財課に到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認のうえ提出してください。

また、入札が中止または取消しとなった場合、入札書は返却しません。

5 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに入札辞退届(任意様式)を書面で用度管財課に提出してください。

なお、入札書提出後の辞退は認められません。

6 開札の立会い

入札参加者のうち希望する者は、開札に立会うことができます。代理人が立会いを希望される場合には委任状(任意様式)を持参してください。

開札の立会いを希望するものがない場合は、当該入札に直接関係のない職員が開札に立会うこととします。

第5号様式（その5）（第25条関係）

入 札 書（本人入札用）

¥			
委託業務名	大分県庁舎警備業務委託		
委託業務場所	大分県庁舎（本館・新館・別館・公用車駐車場）及びその構内		
	くじ番号		

大分県契約事務規則及び大分県電子入札運用基準を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

第5号様式（その5）（第25条関係）

入 札 書（代理人入札用）

¥			
委託業務名	大分県庁舎警備業務委託		
委託業務場所	大分県庁舎（本館・新館・別館・公用車駐車場）及びその構内		
	くじ番号		

大分県契約事務規則及び大分県電子入札運用基準を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

[大分県契約事務規則様式]

委任状

今般都合により、大分県庁舎警備業務委託に関する一切の権限を
() に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和 年 月 日

(受任者) 住所
商号又は名称
氏名

印

(委任者) 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 展受